

合成樹脂製品は、以下の規格に適合するものとする。

JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)

JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管)

JIS K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板)

JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管)

JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)

JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板)

JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート)

JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)

2-2-13-3 再生砕石等の活用

別途定める「再生砕石等の利用基準」による。

2-2-13-4 再生加熱アスファルト混合物の活用

別途定める「再生加熱アスファルト混合物の利用基準」による。

2-2-13-5 建設資材の県内産優先使用

- (1) 受注者は、本工事に使用する材料について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材を優先使用するよう努めること。
- (2) 受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力県内の取扱い業者から購入すること。
- (3) 受注者は、本工事に県外産資材を使用する場合は、主要材料について、その資材名及び県内産資材を使用しない理由などを別紙「県外産資材使用報告書」に記入し、監督員に提出すること。

(別紙)

平成 年 月 日				
事務所長 様				
県外産資材使用報告書				
受注者：				
工事名：				
本工事において県内産資材を使用しない主要材料は、以下のとおりです。				
資材名	規格	使用数量	製造者名・製造工場名・購入先等(県名及び市町村名)	県内産資材を使用しない理由

※ 主要材料とは、施工計画書に記載する「主要材料」程度とする